十八　経済産業局
十九　産業保安監督部
二十　那覇産業保安監督事務所
二十一　地方整備局
二十二　北海道開発局
二十三　地方運輸局
二十四　地方航空局
二十五　航空交通管制部
二十六　管区気象台
二十七　沖縄気象台
二十八　管区海上保安本部
二十九　地方環境事務所
三十　地方防衛局

（指定公共機関）

第三条　法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。

一　独立行政法人労働者健康福祉機構
二　独立行政法人国立病院機構
三　独立行政法人国立国際医療研究センター
四　日本銀行
五　日本赤十字社
六　日本放送協会
七　成田国際空港株式会社
八　中部国際空港株式会社
九　新関西国際空港株式会社
十　北海道旅客鉄道株式会社
十一　四国旅客鉄道株式会社
十二　九州旅客鉄道株式会社
十三　日本貨物鉄道株式会社
十四　東京地下鉄株式会社
十五　日本郵便株式会社
十六　日本電信電話株式会社
十七　東日本電信電話株式会社
十八　西日本電信電話株式会社
十九　次に掲げる法人のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの

イ　医師、歯科医師又は病院の組織する法人であって、その行う事業が全国的な規模の医療の需要に応ずるものと認められるもの

ロ　薬剤師の組織する法人であって、その行う事業が全国的な規模の医薬品の需要に応ずるものと認められるもの

ハ　看護師の組織する法人であって、その行う事業が全国的な規模の看護の需要に応ずるものと認められるもの

ニ　法第四十七条に規定する医薬品等製造販売業者であって、その行う医薬品又は医療機器の製造販売（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十二項に規定する製造販売をいう。ホにおいて同じ。）の事業が全国的な規模の新型インフルエンザ等に係る医薬品又は医療機器の需要に応ずるものと認められるもの

ホ　薬事法第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者の組織する法人であって、新型インフルエンザ等感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。第六条において「感染症法」という。）第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。第六条第二項第一号において同じ。）に係るワクチンの製造販売について薬事法第十四条の三第一項の規定により同法第十四条の承認を受けたもの（当該承認を受けようとする者を含む。）を構成員とするもの

ヘ　法第四十七条に規定する医薬品等販売業者の組織する法人であって、その行う事業が全国的な規模の新型インフルエンザ等に係る医薬品又は薬事法第三十九条第一項に規定する高度管理医療機器等の配送の需要に応ずるものと認められるもの

ト　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者及び同項第四号に規定する卸電気事業者

チ　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定する一般ガス事業者であって、供給区域内におけるガスメーターの取付数その他の事項からみて、その営む同条第一項に規定する一般ガス事業によるガスの供給が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるもの（供給区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）

リ　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条第一項の許可を受けた同法第八条第一項に規定する一般旅客定期航路事業者

ヌ　海上運送法第十九条の五第一項又は第二十条第一項の規定による届出をした者であって、その営む同法第二条第四項に規定する貨物定期航路事業又は同条第六項に規定する不定期航路事業（人の運送をするものを除く。）が主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間における貨物の輸送需要に応ずるものと認められるもの

ル　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百二条第一項に規定する本邦航空運送事業者であって、その経営する同法第二条第十九項に規定する国際航空運送事業（本邦内の地点と本邦外の地点との間において行う同条第十八項に規定する航空運送事業に限る。）がその運航する航空機の型式その他の事項からみて主として長距離の大量輸送の需要に応ずるものと認められるもの

ヲ　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する第一種鉄道事業者であって、その経営する同法第二条第二項に規定する第一種鉄道事業による円滑な輸送が確保されないことが一の都道府県の区域を越えて利用者の利便に影響を及ぼすものと認められるもの

ワ　内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第七条第一項に規定する内航海運業者であって、同法第八条第一項に規定する船舶により同法第二条第二項に規定する内航運送をする事業を営むもの

カ　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者であって、その経営する同法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業がその営業所その他の事業場の数及び配置、事業用自動車の種別及び数その他の事項からみて全国的な規模の貨物の輸送需要に応ずるものと認められるもの

ヨ　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の登録を受けた同法第二条第五号に規定する電気通信事業者（業務区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）

（訓練のための交通の禁止又は制限の手続）

第四条　法第十二条第二項の規定による歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限の手続については、災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第二十条の二の規定の例による。

（医療等の実施の要請の対象となる医療関係者等）

第五条　法第三十一条第一項の政令で定める医療関係者は、次のとおりとする。

一　医師
二　歯科医師
三　薬剤師
四　保健師
五　助産師
六　看護師
七　准看護師
八　診療放射線技師
九　臨床検査技師
十　臨床工学技士
十一　救急救命士
十二　歯科衛生士